

電子的情報連携体制整備加算に係る掲示

当診療所では、電子的診療情報連携体制整備加算 2 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

【施設基準】

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
4. 診療報酬明細書の無料交付について院内掲示を行っています。
5. マイナンバー保険証使用率（30%以上）
6. マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っています。
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載しています。

上記の体制により、令和 8 年 6 月の診療報酬改正に伴い、令和 8 年 6 月 1 日より初診料、再診料及び入院料算定時に「電子的診療情報連携体制整備加算」を月 1 回に限り 9 点を算定します。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますのでご理解のほど 何卒よろしくお願い申し上げます。